

# Pioneering The Future in

# HYOGO



## ◇外国・外資系企業向け進出支援制度

「立地促進事業」であるとして県に認定された新規創業又は県外から移転する外国・外資系企業に対して、一定の条件の下、進出支援制度を設けています。

### 市場調査経費に係る補助

市場調査等の経費を補助します。

- ↳補助率 1/2以内 ※市場調査終了後6ヶ月以内に県への届け出が必要です。
- ↳限度額 100万円/社 ※兵庫県が候補地となったら、まずご相談ください。

### 法人登記経費に係る補助

登記や在留資格に要する経費を補助します。

- ↳補助率 1/2以内
- ↳限度額 20万円/社

### オフィス賃料補助

オフィスビル等を賃貸した際の賃料を補助します。

- ↳補助率 1/2以内（県・市各1/4）
- ↳限度額 200万円/年、1,500円/m<sup>2</sup>・月  
（県市各100万円/年、750円/m<sup>2</sup>・月）
- ↳補助期間 3年以内

※市町によるオフィス賃料補助に、県によるオフィス賃料補助を随伴します。  
※市町によって別途要件を満たすと上乗せ補助が適用になる場合があります。

# 産業立地条例に基づく補助・税軽減一覧

## ① 重点支援業種(全県共通)

①新エネルギー/環境 ②航空産業 ③ロボット産業 ④健康医療産業 ⑤半導体産業

区分		大企業向け	中小企業向け	
補助	雇用補助	補助額	新規正規(※1)60万円/人(初年度のみ) 非正規30万円/人(初年度のみ)	
		要件	雇用人数10人以上 雇用人数5人以上	
		限度額	3億円	
	設備投資補助(製造業のみ)	補助率	設備投資額の7%(水素関連10%)	
		要件	投資額20億円以上	投資額1億円以上
		限度額	100億円	
税軽減	法人事業税軽減	軽減率	1/2(5年間)	
		要件	雇用人数10人以上かつ投資額2億円以上 雇用人数5人以上かつ投資額5千万円以上	
		限度額	—	
	不動産取得税軽減	軽減率	1/2	
		要件	雇用人数10人以上 雇用人数5人以上	
		限度額	2億円	

## ② その他の業種(地域区分A、Bにより補助・軽減内容が異なります)

区分		大企業向け	中小企業向け	
補助	雇用補助	補助額	地域A 新規正規(※1)60万円/人(初年度のみ) 地域B 新規正規(※1)30万円/人(初年度のみ)	
		要件	雇用人数10人以上 雇用人数5人以上	
		限度額	3億円	
	設備投資補助(製造業のみ)	補助率	地域A 設備投資額の5% 地域B 設備投資額の3%	
		要件	投資額20億円以上	投資額1億円以上
		限度額	100億円	
税軽減	法人事業税軽減	軽減率	地域A 1/2(5年間) 地域B 1/3(5年間)	
		要件	雇用人数10人以上かつ投資額2億円以上 雇用人数5人以上かつ投資額5千万円以上	
		限度額	—	
	不動産取得税軽減	軽減率	地域A 1/2 地域B 1/3	
		要件	雇用人数10人以上 雇用人数5人以上	
		限度額	2億円	

(※1)新規正規雇用者とは、立地促進事業等確認日以降に新たに雇用又は県外から異動してきた者であって、雇用保険に加入する直接雇用者で期間の定めなく継続雇用される県内に住民票を有する者

(※2)地域A(投資促進地域)

ベイエリア地域:神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、明石、加古川、高砂、稲美、播磨、三木、姫路、洲本、南あわじ、淡路  
多自然地域:西脇、多可、神河、赤穂、たつの(新宮町)、宍粟、上郡、佐用、豊岡、養父、朝来、香美、新温泉、丹波篠山、丹波  
地域B  
上記地域A以外の地域

### <お問い合わせ>

○兵庫県産業労働部国際局国際課

TEL:(078)362-3328

E-mail:kokusaika@pref.hyogo.lg.jp



○ひょうご・神戸投資サポートセンター

TEL:(078)271-8400

E-mail:hkisc@staff.hyogo-iic.ne.jp

